

工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	鶴見工場 2号炉投入ホッパゲート緊急修繕	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	1,350,000	平成29年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6 , K 9
2	平野工場焼却設備中間整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F E エンジニアリング(株)	37,746,000	平成29年7月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	舞洲工場焼却ごみピット（A）発火監視装置更新工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	能美防災(株)	15,120,000	平成29年7月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	西淀工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	6,674,400	平成29年7月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6 , K 9
5	平野工場じん芥クレーン設備修繕	09C清掃施設工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,728,000	平成29年7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	東淀工場 1号ボイラー灰移送コンベア緊急補修工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	3,780,000	平成29年7月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6 , K 9
7	西淀工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)日立プラントメカニクス	28,296,000	平成29年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	西淀工場計装設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	富士電機(株)	18,684,000	平成29年7月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)福島製作所	4,320,000	平成29年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	八尾工場保護継電器改修工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	5,940,000	平成29年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	東淀工場 No. 1 じん芥クレーン横行装置整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	7,020,000	平成29年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	東淀工場 1・2号炉煙突入口排ガス分析計緊急修繕	09C清掃施設工事	東淀工場	富士電機(株)	1,933,200	平成29年8月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6 , K 9

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
13	西淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	252,180,000	平成29年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	東淀工場ごみピット転落者救助装置整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日本ゴンドラ(株)	2,138,400	平成29年8月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
15	八尾工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	316,440,000	平成29年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
16	平野工場クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	(株)福島製作所	6,480,000	平成29年9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
17	鶴見工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	220,860,000	平成29年9月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 2号炉投入ホッパゲート緊急修繕

### 2 契約の相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の2号炉投入ホッパゲートにおいて軸及びピンの破損により、投入ホッパゲート自体が脱落したため緊急修繕を行うものである。

当工場の投入ホッパゲートは日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、投入ホッパゲートが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の投入ホッパゲートを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場焼却設備中間整備工事

### 2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場焼却ごみピット（A）発火監視装置更新工事

### 2 契約の相手方

能美防災（株）

### 3 随意契約理由

今回更新を行う舞洲工場焼却ごみピット（A）発火監視装置は、一般廃棄物処理施設のうち消火設備として、24時間ごみピットを連続監視し、火災の初期消火に努めている。

更新する装置は老朽化が著しいことに加えて、メーカーによる部品供給期間が過ぎていることから、発火監視装置本体を更新し、適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却ごみピット（A）発火監視装置は、能美防災（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。更新工事については当工場が有する放水銃、車両管制装置、ごみピット自動運転システムなどを十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

また、更新後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した能美防災（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場 1 号炉ボイラー設備緊急補修工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回ボイラー設備の水管が破孔していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であるが、今回の事象により焼却工場の安定運転を継続することが不可能であり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピット貯留容量の限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性もあり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。このため、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

当工場の焼却設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場じん芥クレーン設備修繕

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う当工場じん芥クレーン設備は、一般廃棄物処理施設にたえず搬入し貯留されるごみを、積み替え・攪拌・投入作業を24時間連続で稼働させる必要があることから、一般廃棄物処理施設の受け入れ設備として非常に重要な役割を果たしている。クレーン設備を構成する機器や部材は、機械的な運動や過酷な使用環境により摩耗や劣化が進行しやすいことから、今回消耗部品の取替を行い適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場 1号ボイラー灰移送コンベア緊急補修工事

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

当該焼却工場の1号炉捕集灰処理装置の一部であるボイラー灰移送コンベアの電流値高により停止が多発したため、直営作業でコンベアの張り調整を行った。しかし、異音及び振動が治まらず、再度点検を行ったところ異常な電流値を認めた。そのため、ボイラー灰移送コンベアの故障が考えられ1号炉の運転継続が不可能であることから、1号炉を停止し緊急補修工事を行うものである。

ボイラー灰移送コンベアはボイラーで発生する灰を捕集灰処理装置まで運ぶ装置で、焼却炉の運転に必要不可欠な設備であることから、本設備を復旧しなければ焼却炉を運転することが出来ず、このことによりごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、ごみピットのごみ貯留許容量が限界を超え、ひいては市民サービスに甚大な影響を与えかねないため緊急補修を行う必要がある。

当設備は、日立造船（株）において独自の技術により一括責任にて設計・施工されたものである。本補修工事については、本設備を含めた焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、本補修工事後の設備全体において一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場

（電話番号06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、24時間連続で稼働している。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

以上の事から、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーンバケットは、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、24時間連続で稼働している。

じん芥クレーンバケットは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、本クレーンバケットは機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株) 福島製作所である。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場  
(電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場保護継電器改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

今回改修工事を行う八尾工場保護継電器は、受変電設備が故障した場合に、工場内受変電設備及び一般電気事業者へ事故を波及させないために当該電気回路を遮断させ電力系統の安定運用を図るための装置である。

当工場の受変電設備は、三菱電機(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については受変電設備が有する特性を十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、改修後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件をみたすのは本設備を設計・施工した三菱電機(株)のみであるが、現在では保守点検・メンテナンス全般及び部品販売等の業務は三菱電機プラントエンジニアリング(株)に移管し、事業を実施していることから、本改修工事を実施することが可能な会社は、三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場 No.1 じん芥クレーン横行装置整備工事

### 2 契約の相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場じん芥クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの攪拌・供給を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は粉塵等の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、じん芥クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のじん芥クレーン設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはじん芥クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場  
(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場 1・2号炉煙突入口排ガス分析計緊急修繕

### 2 契約の相手方

富士電機株式会社

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場煙突入口排ガス分析計は、煙突から排出される排ガス中の成分別の濃度を測定するための装置である。排ガスは24時間連続で濃度測定されており分析計が停止すると公害監視が出来なくなるため、周辺環境への影響が懸念される。工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには正確な連続測定による適正な運転監視を行う必要があるため緊急修繕を行う必要がある。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場ごみピット転落者救助装置整備工事

### 2 契約の相手方

日本ゴンドラ（株）

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場ごみピット転落者救助装置は、一般廃棄物を貯留するごみピットに誤って作業者が転落した場合に救助するゴンドラ設備である。工場は24時間連続で稼働しているため救助装置は常に可動可能な状態を維持する必要がある。

設備を構成する機器や部材は粉塵等の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を交換することにより、ゴンドラ設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のゴンドラ設備は、日本ゴンドラ（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはゴンドラ設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日本ゴンドラ（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

当工場のプラント運転監視設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場のプラント運転監視設備は三菱重工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場のプラント運転監視設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

この条件を満たす会社は、本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、現在、三菱重工業（株）は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

### 2 契約相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

## 2 契約相手方

日立造船（株）

## 3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）